

当事務所の年内業務は12/27(水)まで、仕事始めは1/9(火)からです。本年中のご愛顧に心から感謝致します。厳しい世情ですが、来年が皆様にとって良いお年でありますように！



「良い職人を多く抱える企業が
高く評価される

仕組み…すべての技術者がIDカードを持ち、全ての現場でシステムを運用するには…蓄積情報を如何に活用

し評価をどう適正に行っていくか…」といった議論が

制度の中身
まだなのに

料金先決?

キャリアUP
システム…

● 本金に応じて3000円～120万円の11段階で個人事業も含

の検討会でなされています。先月の当ニュースでお知らせした“建設キャリアアップシステム”の事です。年度内に中間取りまとめを行い一年後には運用を開始するといま

す。この制度が建設業界

● 本金に応じて3000円～120万円の11段階で個人事業も含むそうです。他に毎年支払うシステム利用料は①「管理ID利用料」が1ID毎に2400円、「現場利用料」は技能者が就業履歴を取得する回数1回あたり3円。初年度で100万人の登録が目標と言いま



「銀行や役所に提出する会社の定款が設立時のもので内容が現状に合わなくなっている。変更した所は株主総会の議事録を添付したりしているが分かりにくい。再作成して欲しい…」

という依頼が最近増えてきました。定款は会社の根本規則

知らない間に
登記が…

定款再作成

で見え
てきた!

● 局の職権で「発行する」と登記されました。旧商法と現会社

で法務局に登録する事項も含まれています。会社の登記簿謄本を取って見たらいつの間にか「株券を発行する旨の定め」として「当会社の株式については、株券を発行する」と記載され、右に「平成17年法律

● 局の職権で「発行する」と登記されました。旧商法と現会社法で株券発行の原則が逆転した為に起きた杓子定規な法務局の対応と言えます。こうした現状に合わない登記もこの際直しておく事をお勧めします。



平成30・31年度 建設工事の県入札参加資格の申請期間は、12月1日から年明け1月31日です。県入札参加資格申請は市町村宛指名願の前手続きになり、12月末までに経審を受ける事が必要!